

令和5年第5回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年5月8日（月）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	京谷理史	○			会長	
		古澤義夫	○				
		松永年實	○				
				森本元昭	○		
	西浦	水本幸男	○				副会長
		三田茂明	○				
		葉山昌男	○				
				梅谷忠道	○		
	駒ヶ谷	植野純央	○				
		堀内利弘	○				
		吉田繁	○				
				吉田隆美	○		
西部地区	埴生	鬼迫章浩	○				
				松山敏行	○		
	高鷲	奥野晋也	○				副会長
		内本正美	○				
	丹比	小池良夫	○				
		大谷章	○				
				白樫保雄	○		

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第8号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	4件
報告第9号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件
議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第12号	農用地利用集積計画書の承認について	5件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 55】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第5回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。今日は全員の出席ということでありがとうございます。今日からコロナの方も5類に移行ということで、この会議の方もマスクの着用については個人の判断でお願いしておりますが、今日は全員しておられますが、お店の中でもなかなかマスクなしでは行きづらいというのがあります。健康のためにもマスクの着用はいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。
昨日もかなり雨が降って、農作業しているところもありますので、忙しくなりますのでよろしくお願いします。
それでは、事務局局長の方から案件の概略説明をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和5年第5回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
はじめに、報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、埴生地区1件、高鷲地区1件、古市地区2件です。
次に、報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、丹比地区3件、高鷲地区2件、埴生地区1件です。
次に、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について古市地区1件、西浦地区2件、埴生地区1件です。
最後に、議案第12号 農用地利用集積計画書の承認について古市地区2件、西浦地区1件、駒ヶ谷地区2件です。
本日ご審議いただきます案件については、報告案件が10件、議案案件が9件の合計19件となります。
それでは議長、ご審議の程よろしくお願いします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を松永委員さんと植野委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

まず、報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

第4条第1項第8号の届出について、4件続けてご説明させていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。

農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。地図4条届①をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀五丁目41番1 地目は、田 面積は、796㎡となります。

届出人は、議案書のとおりでございます。

転用目的は、木造住宅です。

現場確認委員さんは、鬼迫委員さんです。

2件目です。地図4条届②をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

対象農地は、島泉八丁目64番1 地目は、田 面積は、971㎡

島泉八丁目65番1 地目は、田 面積は、819㎡

合計2筆1,790㎡となります。

届出人は、議案書のとおりでございます。

転用目的は、有料老人ホームです。

現場確認委員さんは、奥野副会長です。

3件目です。地図4条届③をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、南古市二丁目1477番4 地目は、田 面積は、248㎡となります。

届出人は、議案書のとおりでございます。

転用目的は、露天駐車場です。

現場確認委員さんは、京谷会長です。

4件目です。地図4条届④をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、古市四丁目533番3 地目は、田 面積は、144㎡となります。

届出人は、議案書のとおりでございます。

転用目的は、建築資材置場です。

現場確認委員さんは、京谷会長です。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでした。

たので報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 今、事務局の方から報告案件の説明がありましたが、今回から、個人情報保護の関係で、届出人の氏名・住所、また、譲渡し人・譲受け人の氏名・住所は議案の記載のとおりということで省略、割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、6件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目です。地図5条届①をご参照ください。

地区名は、丹比地区です。

申請地は、檜山125番1 地目は、田 面積は、839㎡

檜山126番1 地目は、田 面積は、733㎡

合計2筆 1,572㎡となります。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。

転用目的 病院関連施設です。

現地確認委員さんは、白檜委員さんです。

2件目です。地図5条届②をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲六丁目375番1 地目は、田 面積は、1,346㎡

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。

転用目的 露天資材置場です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

3件目です。地図5条届③をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲六丁目375番2 地目は、田 面積は、0.62㎡

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。

転用目的 通路です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

4件目です。地図5条届④をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

申請地は、伊賀一丁目366番2 地目は、田 面積は、495㎡

伊賀一丁目366番3 地目は、田 面積は、736㎡
合計2筆 1, 231㎡
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。
転用目的宅地分譲です。
現地確認委員さんは、鬼迫委員さんです。

5件目です。地図5条届⑤をご参照ください。
地区名は、丹比地区です。
申請地は、郡戸412番 地目は、田 面積は、634㎡
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。
転用目的 住宅用地です。
現地確認委員さんは、小池委員さんです。

6件目です。地図5条届⑥をご参照ください。
地区名は、丹比地区です。
申請地は、郡戸413番2 地目は、田 面積は、140㎡
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりでございます。
転用目的 住宅用地です。
現地確認委員さんは、白樫委員さんです。

なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の
(2)の 届出を受理しない場合に該当しないため、
本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので 報告いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局
より説明をお願いします。

事務局 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請につきまして4件説明さ
せていただきます。

本件は、農地の所有権移転の設定を行うものです。

1件目です。
地図の3条許可①をご参照ください
地区名は、古市地区です。
申請地は、川向148番 地目は、田 面積は、809㎡
川向155番 地目は、田 面積は、357㎡
壺井225番 田 578㎡

合計2筆 1, 166 m²

設定人、被設定人は議案書のとおりとなっております。

被設定人の農作業歴は22年で、夫婦で耕作をされています。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、田植機等を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

2軒目です。

本件は、農地の賃借権設定を行うものです。

地図の3条許可②をご参照ください

地区名は、西浦地区

申請地は、広瀬44番 地目は、田 面積は、604 m²

被設定人は議案書のとおりとなっております。

被設定人の農作業歴は10年で、1年間短期プロ農家養成研修を修了されています。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、田植機等を所有されています。

申請地は自宅から近接しており、設定以前より、同申請地で農業経験を積まれていたことから使用貸借設定後も有効利用ができるものと考えます。

3件目です。

地図の3条許可③をご参照ください

地区名は、西浦地区

申請地は、蔵之内828番 地目は、田 面積は、1,160 m²

尺度1073番 地目は、田 面積は、829 m²

合計2筆 1,989 m²

譲渡人、譲受人は議案書のとおりとなっております。

譲受人の農作業歴は3年、譲渡人である母親と以前より作業を行っていません。

親戚が所有している農地にて作業実績を積み、岡山県スロースタイル自然農研修を履修されています。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、田植機、軽トラック等を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

4件目です。

地図の3条許可④をご参照ください

地区名は、埴生地区

申請地は、羽曳野市野々上三丁目528番 地目は、田 314 m²

譲渡人、譲受人は議案書のとおりとなっております。

所有権移転後の世帯耕作面積は3,814 m²となります。

譲受人の農作業歴は40年、農機具につきましては、草刈機、耕運機、コンバイン・乾燥機、軽トラック等を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

京谷議長 1件目の古市地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月の4月26日に2箇所、現地確認に行きました。草刈りもされて問題ないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、1件目の古市地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 2件目の西浦地区広瀬の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月の末に確認に行ったのですが、作物は植わっているのですが、違った畝で同じ作物が栽培されていて貸農園みたいな使い方をされているようです。
事務局に伺いたいのですが、貸農園で使用されているかどうか、もし貸農園でしたら特定農地として手続きをとられているのか、貸農園の場合、新たに貸付けができるのかちょっとお伺いします。

事務局 今、委員のご指摘につきましては、賃借権の設定で契約書を交わしております、貸農園としての使用実績はないと聞いているんですけど、

地元委員 現場見られましたか？同じ作物が畝変わって作られている、一見する限り、二人以上、3、4人くらいが作っていると見受けるんですけど、ブルーベリーが2、30本植わっている。

事務局 ご指摘の分につきましては確認取らせていただきます。申請時においては貸農園のそういう遺漏は聞いておりませんでしたので、そこは傾いて確認をとっておりますのでよろしいでしょうか。

地元委員 貸農園で利用されているということであればうまく対応してもらわない限り、新たな貸し付けはできないのではないのかね。

事務局 確認取らせてもらいます。

地元委員 貸農園でしたら、別の法律の規定がありますね。手続きをとられているのかどうか、お聞きいただけますか。

事務局 確認取らせてもらいます。

京谷議長 ただいまの、2件目の西浦地区広瀬の農地法第3条の許可申請については、現時点では、保留ということでさせていただきます。また、状況等を申請者と確認していただきますようよろしくお願いいたします。
また、梅谷委員さんの方にご報告してください。

京谷議長 次に、3件目の西浦地区蔵之内の農地法第3条の許可申請について、葉山委員さんの方確認させてください。

地元委員 5月の初めに見てきましたけども、豌豆、その他いろんな野菜作られていて、何も問題ないかと思います。

京谷議長 同じく尺度の3条許可申請について、水本副会長どうですか。

地元委員 これも親子間の貸し借りなので、この農地は東が水路、周りが農地で囲まれた静かなところで、現在も耕作しておられます。問題はないと思います。以上です。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、3件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 4件目の埴生地区農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 別に問題はないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、4件目の埴生地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に、議案第12号農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号農用地利用集積計画書の承認について、これは市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画について説明させていただきます。

1件目
地図の利用集積計画①をご参照ください。
地区名は、古市地区
申請地は、碓井三丁目453番3 地目は、畑 面積は、825㎡
利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては、議案書のとおりとなります。
借り手の方につきましては、近隣農地において耕作をされており、規模の拡大となります。耕耘機、トラクター等所有され、市長部局の産業振興課からも問題が無い旨、報告がありました。
設定する利用権は、賃借権となります。
貸付期間は 令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間となっています。

次に、2件目
地図の利用集積計画②をご参照ください。
地区名は、西浦地区
申請地は、尺度325番1 地目は、畑 面積は、1,085㎡
利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては、議案書のとおりとなっております。
借り手の方につきましては、近隣農地において耕作をされており、規模の拡大となります。軽トラ、草刈機の所有、トラクター等リースされ、市長部局の産業振興課からも問題が無い旨、報告がありました。
設定する利用権は、使用賃借権となります。
貸付期間は 令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間となっています。

次に、3件目
地図の利用集積計画③をご参照ください。
地区名は、駒ヶ谷地区
申請地は、通法寺137番 地目は、田 面積は、1,074㎡
利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては、議案書をご参照ください。
借り手の方につきましては、市外や近隣農地において営農をされており、規模の拡大となります。トラクターや田植え機等複数台所有され、市長部局からも問題が無い旨、報告がありました。

設定する利用権は、使用貸借権となります。
貸付期間は 令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間
となっています。

4 件目

地図の利用集積計画④をご参照ください。

地区名は、古市地区

申請地は、碓井三丁目586番 地目は、田 面積は、866㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者
につきましては、議案書をご参照ください。

借り手の方は、近隣農地において耕作をされており、規模の拡大となりま
す。トラクターや田植え機等所有され、市長部局からも問題が無い旨、報
告がありました。

設定する利用権は、使用貸借権となります。

貸付期間は 令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間
となっています。

5 件目

地図の利用集積計画⑤をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区

申請地は、壺井259番1 地目は、田 面積は、1,097㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者
につきましては、議案書をご参照ください。

借り手の方は、近隣農地において耕作をされており、規模の拡大となりま
す。トラクターや田植え機等所有され、市長部局からも問題が無い旨、報
告がありました。

設定する利用権は、使用貸借権となります。

貸付期間は 令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間
となっています。

以上となります。

ご審議よろしくお願いいたします。

京谷議長 1件目の古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さん
いかがですか。

地元委員 4月26日に事務局の葉山さんと一緒に現地確認させていただきました。
既に、きれいに耕されてまして、うえずじのちずもできてまして、このか
たは、若手の新規就農者で、奥の方にも既に借りておられまして、問題は
ないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがです

か。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
1件目の古市地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷議長 2件目の西浦地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 この方は、この周辺で、4筆か5筆借りておられて、総面積が約5,000㎡だったかと思いますが、いろいろ物を作っておられます。特に問題はないと思います。以上です。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
2件目の西浦地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷議長 3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 4月27日に午前に葉山さんと現地確認させていただいたのですけれども、特に問題はないと思います。きれいに、全うされてますので、また見守っていきたいと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の

旨、回答いたします。

- 京谷議長 4件目の古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、
地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 こちらも現地確認しまして、借りられる方もたくさん所有されてまして、
問題はないと思います。
- 京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
4件目の古市地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の旨、
回答いたします。
- 京谷議長 5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、
地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 この土地も、同じ日に葉山さんと確認させていただきましたけれど、今の
ところきれいにされているので、特に問題はないと思います。
- 京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の
旨、回答いたします。
- 京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 25】